

令和6年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(令和6年度11月補正予算等関係)

教育委員会

* トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和6年11月定例会 議案説明資料目次

教育委員会

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和6年度鳥取県一般会計補正予算(第4号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 教育総務課 教育環境課 特別支援教育課 図書館 博物館 体育保健課	3 4 5 6 7 8 9
	2 債務負担行為に関する調書	教育総務課ほか	10

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第6号	指導教諭の職の設置に伴う関係条例の整備に関する条例	教育人材開発課	11～15
第11号	鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)	小中学校課	16～19

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	令和5年度鳥取県継続費精算報告書について	教育環境課 小中学校課 社会教育課	20
第2号	議会の委任による専決処分の報告について (14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和6年11月20日専決)	教育環境課	21
第3号	長期継続契約の締結状況について	いじめ・不登校 総合対策センター	22

議案説明資料総括表

教育委員会(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計) 教育総務課	281,003		281,003					
教育環境課	4,571,434		4,571,434					
特別支援教育課	406,572		406,572					
図書館	272,572		272,572					
博物館	256,291		256,291					
体育保健課	735,448		735,448					
合計	65,230,442		65,230,442					

(一般会計)	
教育総務課	[債務負担行為]教職員健康管理事業費
教育環境課	[債務負担行為]教育財産管理事業費 [債務負担行為]高等学校寄宿舎運営費
特別支援教育課	[債務負担行為]県立特別支援学校通学支援事業
図書館	[債務負担行為]図書館運営費
博物館	[債務負担行為]博物館運営費
体育保健課	[債務負担行為]学校保健教育指導費

令和6年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

3目 教職員人事費

教育総務課 (内線: 7671)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為]教職員健康管理事業費	56,761	[債務負担行為] 48,870 0	[債務負担行為] 48,870 56,761				[債務負担行為] 48,870	
トータルコスト	補正前: 80,470千円 (4.9人)、補正: 783千円 (0.1人)、計: 81,253千円 (5.0人)							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

労働安全衛生法、学校保健安全法等の規定に基づき、教職員の疾病の早期発見と生活習慣病の予防等のため、健康診断を年度当初から計画的に実施するための債務負担行為を設定する。

2 主な事業内容

- (1) 定期健康診断 (全教職員)
- (2) 胃検診、特定業務事業者健診 (一部該当者)
- (3) 肝炎検査 (特別支援学校職員等一部該当者) ほか

(対象者)

教職員 約2,900人 (臨時的任用職員、会計年度任用職員を含む。)

令和6年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

教育環境課 (内線: 7946)

6目 教育財産管理費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為]教育財産管理事業費	225,887	[債務負担行為] 179,712 0	[債務負担行為] 179,712 225,887				[債務負担行為] 179,712	
トータルコスト	補正前: 258,752千円 (4.2人)、補正: 783千円 (0.1人)、計: 259,535千円 (4.3人)							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
県立学校等の教育財産を管理するため、有人警備、自家用電気工作物保安管理、消防用設備保守点検、防火設備点検業務について債務負担行為を設定し、複数年契約を締結する。								
2 主な事業内容								
				予算額				
区分				R 7	R 8	R 9	計	
県立学校有人警備業務				3,839	3,839	3,839	11,517	
県立学校自家用電気工作物保安管理業務				16,140	16,140	16,140	48,420	
県立学校消防用設備保守点検業務				26,977	26,977	26,977	80,931	
教育施設防火設備点検業務				12,948	12,948	12,948	38,844	
合計				59,904	59,904	59,904	179,712	

10款 教育費

4項 高等学校費

教育環境課 (内線: 7698)

2目 高等学校管理費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為]高等学校寄宿舎運営費	42,222	[債務負担行為] 32,218 0	[債務負担行為] 32,218 42,222			[債務負担行為] 9,255	[債務負担行為] 22,963	
トータルコスト	補正前: 43,787千円 (0.2人)、補正: 783千円 (0.1人)、計: 44,570千円 (0.3人)							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
鳥取県立日野高等学校寄宿舎について、安定的に給食を提供していくため、給食業務を外部委託することとし、債務負担行為を設定し、複数年契約を締結する。								
2 債務負担行為の期間								
令和7年4月から令和10年3月 (36カ月)								
3 債務負担行為要求額								
委託料 32,218千円								
令和7年度 10,411千円								
令和8年度 10,737千円								
令和9年度 11,070千円								

令和6年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費
 1項 教育総務費
 5目 教育振興費

特別支援教育課（内線：7924）
 （単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源					
[債務負担行為] 県立特別支援学校通学支援事業	259,596	[債務負担行為] 203,507 0	[債務負担行為] 203,507 259,596				[債務負担行為] 203,507					
トータルコスト	補正前：287,766千円（3.6人）、補正：783千円（0.1人）、計：288,549千円（3.7人）											
事業内容の説明												
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県立特別支援学校に通学する児童生徒のための通学バス運行管理について、令和7年度当初から通学バスを運行するためには、令和6年度内に受託業者を決定し、運行ルートの調整や車両確保などの準備期間を設ける必要があることから、債務負担行為を設定する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額 (令和7年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白兔養護学校・倉吉養護学校・米子養護学校 (車両本体リース料込みの委託) ※乗車児童生徒数増により、各校1便(計3便)増。 ※西部地区(西伯郡)の児童生徒数増に伴い、コースを新設(1便増)。</td> <td>203,507</td> </tr> </tbody> </table>									区分	予算額 (令和7年度)	白兔養護学校・倉吉養護学校・米子養護学校 (車両本体リース料込みの委託) ※乗車児童生徒数増により、各校1便(計3便)増。 ※西部地区(西伯郡)の児童生徒数増に伴い、コースを新設(1便増)。	203,507
区分	予算額 (令和7年度)											
白兔養護学校・倉吉養護学校・米子養護学校 (車両本体リース料込みの委託) ※乗車児童生徒数増により、各校1便(計3便)増。 ※西部地区(西伯郡)の児童生徒数増に伴い、コースを新設(1便増)。	203,507											

令和6年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

6項 社会教育費

2目 図書館費

図書館（内線：8154）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為]図書館運営費	216,210	〔債務負担行為〕 33,271 0	〔債務負担行為〕 33,271 216,210				〔債務負担行為〕 33,271	
トータルコスト	補正前：345,840千円（22.8人）、補正：783千円（0.1人）、計：346,623千円（22.9人）							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
県立図書館の各種維持管理業務について、令和7年度以降の契約の締結に必要な債務負担行為を設定する。								
2 主な事業内容								
区分	予算額							
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計				
清掃業務	26,176	-	-	26,176				
消防設備点検業務	2,365	2,365	2,365	7,095				
合計	28,541	2,365	2,365	33,271				

令和6年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

6項 社会教育費

3目 博物館費

博物館（電話：0857-26-8042）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為]博物館運営費	109,682	〔 債務負担行為 54,412 〕 0	〔 債務負担行為 54,412 〕 109,682				〔 債務負担行為 54,412 〕	
トータルコスト	補正前：173,563千円（13.4人）、補正：783千円（0.1人）、計：174,346千円（13.5人）							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
博物館の設備等の保守点検業務及び施設等の維持管理業務について、経費削減を目的として複数年契約を行うため、債務負担行為を設定する。								
2 主な事業内容								
区分	予算額						計	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度			
運転監視業務及び設備保全業務	10,374	10,374	—	—	—	20,748		
段差解消機保守点検業務	97	97	—	—	—	194		
機械警備業務	225	225	—	—	—	450		
清掃業務	16,180	16,180	—	—	—	32,360		
湖山倉庫火災警備業務	132	132	132	132	132	660		
合計	27,008	27,008	132	132	132	54,412		

令和6年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

7項 保健体育費

体育保健課 (内線: 7527)

1目 保健体育総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為]学校保健教育指導費	92,367	(債務負担行為 18,403) 0	(債務負担行為 18,403) 92,367				(債務負担行為 18,403)	
トータルコスト	補正前: 102,540千円 (1.3人)、補正: 783千円 (0.1人)、計: 103,323千円 (1.4人)							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>学校保健安全法に基づき、毎年6月30日までに県立学校の児童生徒等の健康診断を実施しなければならないため、前年度中に契約を締結しておく必要があることから、債務負担行為を設定する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>外部の検査機関に委託する検査の実施 18,403千円 (期間: 令和7年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心臓検診 (心電図検査) ・結核検診 (胸部エックス線検査 (1次)、精密検査 (2次)) ・尿検査 								

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源		
							国庫支出金	地方債	その他			
令和6年度 教職員健康管理事業 費	教育総務 課	千円 48,870		千円	令和7年度	千円 48,870	千円	千円	千円	千円	千円 48,870	教職員健康診断 業務
令和6年度 教育財産管理事業費	教育環境 課	179,712			令和7年度から 令和9年度まで	179,712					179,712	県立学校有人警 備業務等
令和6年度 高等学校寄宿舎運営 費	教育環境 課	32,218			令和7年度から 令和9年度まで	32,218			9,255		22,963	日野高校寮の給 食委託
令和6年度 県立特別支援学校通 学支援事業	特別支援 教育課	203,507			令和7年度	203,507					203,507	通学バス運行管 理業務
令和6年度 図書館運営費	図書館	33,271			令和7年度から 令和9年度まで	33,271					33,271	清掃業務等
令和6年度 博物館運営費	博物館	54,412			令和7年度から 令和11年度ま で	54,412					54,412	運転監視業務及 び設備保全業務 等
令和6年度 学校保健教育指導費	体育保健 課	18,403			令和7年度	18,403					18,403	県立学校児童生 徒等健康診断業 務

<p>条例名等</p>	<p>指導教諭の職の設置に伴う関係条例の整備に関する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 優れた教育指導を行う教員のモデルをより明確化し、その指導技術等を職務として広げていくこと等により学校教育の充実及び指導体制の強化を図るために公立学校に指導教諭の職を設置すること等に伴い、関係する条例について一括して所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 指導教諭の職を新たに設置することに伴い、次の条例について所要の規定の整備を行う。 ア 職員の給与に関する条例 イ 職員の特殊勤務手当に関する条例 ウ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 エ 職員の定年等に関する条例 (2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 指導教諭の職設置のねらい エキスパート教員認定制度を発展させ、指導教諭として職設置することにより、教育指導を行う教員のモデルをより明確化するとともに、その優れた指導技術等を職務として計画的に広げていくこと等により、学校教育の充実及び指導体制の強化を図る。 また、優れた資質・能力を有している教員のキャリアパスとして主幹教諭とともに用意することにより、教職におけるキャリアの複線化による人材育成を図る。</p> <p>4 指導教諭の職務内容(例) ①自校の教員に対して、学習指導を中心に生徒指導、進路指導等に係る指導、助言 ②良質の授業、指導法の拡散、普及 ③地域(エリア)における若手教員の計画的な育成</p> <p>5 施行期日 令和7年4月1日</p>

指導教諭の職の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定時制通信教育手当)</p> <p>第11条の6 定時制通信教育手当は、定時制の課程(夜間において授業を行うものに限る。以下同じ。)又は通信制の課程を置く高等学校の副校長(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長に限る。)、教頭(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭に限る。)、教員(本務として定時制教育又は通信教育に従事する主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常勤の者及び短時間勤務職員に限る。)をいう。)及び人事委員会規則で定める実習助手に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第16条の8 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び前項において「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものをいう。</p> <p>5 略</p> <p>別表第3 教育職給料表(第3条関係)</p> <p>ア 教育職給料表(1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考</p> <p>1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。</p> <p>2・3 略</p> <p>イ 教育職給料表(2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考</p>	<p>(定時制通信教育手当)</p> <p>第11条の6 定時制通信教育手当は、定時制の課程(夜間において授業を行うものに限る。以下同じ。)又は通信制の課程を置く高等学校の副校長(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長に限る。)、教頭(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭に限る。)、教員(本務として定時制教育又は通信教育に従事する主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常勤の者及び短時間勤務職員に限る。)をいう。)及び人事委員会規則で定める実習助手に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第16条の8 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び前項において「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものをいう。</p> <p>5 略</p> <p>別表第3 教育職給料表(第3条関係)</p> <p>ア 教育職給料表(1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考</p> <p>1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。</p> <p>2・3 略</p> <p>イ 教育職給料表(2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考</p>

1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2・3 略

別表第9 教育職給料表等級別基準職務表（第3条関係）

ア 教育職給料表（1）等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
特2級	高等学校等の主幹教諭又は <u>指導教諭</u> の職務
略	

イ 教育職給料表（2）等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
特2級	<u>小学校、中学校又は義務教育学校の主幹教諭又は指導教諭</u> の職務
略	

1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2・3 略

別表第9 教育職給料表等級別基準職務表（第3条関係）

ア 教育職給料表（1）等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
特2級	高等学校等の主幹教諭の職務
略	

イ 教育職給料表（2）等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
略	
特2級	中学校又は義務教育学校の主幹教諭の職務
略	

（職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正）

第2条 職員の特種勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（多学年学級担当手当）</p> <p>第12条 多学年学級担当手当は、公立の小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する<u>指導教諭</u>、教諭、助教諭及び講師のうち次の各号に掲げる者を除く者（以下この条において「教諭等」という。）が、当該学級における授業又は指導業務に従事したときに支給する。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2 略</p> <p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄</p>	<p>（多学年学級担当手当）</p> <p>第12条 多学年学級担当手当は、公立の小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する教諭、助教諭及び講師のうち次の各号に掲げる者を除く者（以下この条において「教諭等」という。）が、当該学級における授業又は指導業務に従事したときに支給する。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2 略</p> <p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員</p>

<p>宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表（1）又はイ教育職給料表（2）の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（教育業務連絡指導手当）</p> <p>第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に所属する<u>指導教諭</u>、教諭又は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する<u>指導教諭</u>、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。</p> <table border="1" data-bbox="245 931 790 976"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>（夜間学級担当手当）</p> <p>第26条 夜間学級担当手当は、鳥取県立まなびの森学園に勤務する校長、教頭、<u>主幹教諭</u>、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師（給与条例別表第3のイ教育職給料表（2）の適用を受ける職員に限る。）が、正規の勤務時間による勤務の一部が夜間（午後8時後午後10時前の間をいう。）において行われる生徒の教育指導に関する業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>	略	<p>（給与条例別表第3のア教育職給料表（1）又はイ教育職給料表（2）の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（教育業務連絡指導手当）</p> <p>第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に所属する<u>主幹教諭</u>、教諭又は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する<u>主幹教諭</u>、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。</p> <table border="1" data-bbox="842 931 1386 976"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 略</p> <p>（夜間学級担当手当）</p> <p>第26条 夜間学級担当手当は、鳥取県立まなびの森学園に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師（給与条例別表第3のイ教育職給料表（2）の適用を受ける職員に限る。）が、正規の勤務時間による勤務の一部が夜間（午後8時後午後10時前の間をいう。）において行われる生徒の教育指導に関する業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p>	略
略			
略			

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第3条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、<u>主幹教諭</u>、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短</p>

規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。)、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。	時間勤務の職を占める職員に限る。)、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。
---	------------------------------------

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の定年等に関する条例(昭和59年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(第3条ただし書に規定する職員が占める職を除く。)とする。</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第7条の2第1項に規定する職(舎監長である教諭並びに部主事である主幹教諭、指導教諭及び教諭を除く。)</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(第3条ただし書に規定する職員が占める職を除く。)とする。</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第7条の2第1項に規定する職(舎監長である教諭、部主事である主幹教諭及び部主事である教諭を除く。)</p> <p>(2)・(3) 略</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例 （鳥取県手数料徴収条例の一部改正）</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 受益と負担の公平の確保を図るため、手数料の新設及び手数料等の額の変更を行う。</p> <p>2 概 要 （1）教育職員の臨時免許状の授与等に係る手数料の額を次のとおり引き上げる。 ア 教育職員の臨時免許状の授与 1件につき1,900円（現行 1,800円） イ 特別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加のうち臨時免許状に係るもの 1件につき1,900円（現行 1,800円） ウ 教育職員の免許状の書換交付又は再交付 （ア）免許状の書換交付 1件につき1,000円（現行 950円） （イ）免許状の再交付 1件につき1,300円（現行 1,200円） （2）県立中学校における卒業証明書その他の証明書の交付であって、現に同学校に在学するものに対するもの以外のものについて、1件につき420円の手数料を徴収する。 （3）施行期日は、令和7年4月1日とする。ただし、（2）に掲げる事項は、公布の日とする。</p>

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 旅券法施行令(平成元年政令第122号)第6条第1項の規定により処理することとされている旅券法(昭和26年法律第267号)第5条の規定に基づく一般旅券の発給 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>ア <u>電子情報処理組織(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により申請をする場合 1件につき1,900円(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、3,900円)</u></p> <p>イ <u>その他の場合 1件につき2,300円(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,300円)</u></p> <p>(5)～(144) 略</p> <p>(145) 高圧ガス保安法第31条第2項(高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。)の規定に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等の実施 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき11,600円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この号及び第173号において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、1件につき11,100円)</p> <p>イ～キ 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 旅券法施行令(平成元年政令第122号)第6条第1項の規定により処理することとされている旅券法(昭和26年法律第267号)第5条の規定に基づく一般旅券の発給 <u>1件につき2,000円(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円)</u></p> <p>(5)～(144) 略</p> <p>(145) 高圧ガス保安法第31条第2項(高圧ガス保安法施行令第18条第2項の規定により処理する場合を含む。)の規定に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等の実施 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>ア 乙種化学責任者免状に係るもの 1件につき11,600円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により<u>同項に規定する</u>電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この号及び第173号において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、1件につき11,100円)</p> <p>イ～キ 略</p>

<p>(146)～(304) 略</p> <p>(305) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許 1件につき33,000円（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請を行う場合にあつては、26,500円</u>）</p> <p>(306) 宅地建物取引業法第3条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新 1件につき33,000円（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請を行う場合にあつては、26,500円</u>）</p> <p>(307)～(317) 略</p> <p>(318) 教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく教育職員の臨時免許状の授与 1件につき<u>1,900円</u></p> <p>(318の2) 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく特別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 臨時免許状に係るもの 1件につき<u>1,900円</u></p> <p>(319) 略</p> <p>(320) 教育職員免許法第15条の規定に基づく教育職員の免許状の書換交付又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 免許状の書換交付 1件につき<u>1,000円</u></p> <p>イ 免許状の再交付 1件につき<u>1,300円</u></p> <p>(321)～(323) 略</p> <p>(<u>323の2</u>) <u>鳥取県立中学校における卒業証明書その他の証明書の交付であつて、現に同学校に在学する者に対するもの以外のもの</u> 1件につき<u>420円</u></p> <p>(324)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(146)～(304) 略</p> <p>(305) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許 1件につき33,000円</p> <p>(306) 宅地建物取引業法第3条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新 1件につき33,000円</p> <p>(307)～(317) 略</p> <p>(318) 教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく教育職員の臨時免許状の授与 1件につき<u>1,800円</u></p> <p>(318の2) 教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく特別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 臨時免許状に係るもの 1件につき<u>1,800円</u></p> <p>(319) 略</p> <p>(320) 教育職員免許法第15条の規定に基づく教育職員の免許状の書換交付又は再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 免許状の書換交付 1件につき<u>950円</u></p> <p>イ 免許状の再交付 1件につき<u>1,200円</u></p> <p>(321)～(323) 略</p> <p>(324)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第323号の次に1号を加える改正規定 公布の日

(2) 第1条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第4号及び第145号の改正規定 令和7年3月24日

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第4号の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後に行われる一般旅券の発給の申請について適用し、同日前に行われた一般旅券の発給の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の鳥取県個人情報保護条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる保有個人情報の開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書、図画又は電磁的記録の写しの送付について適用し、施行日前に行われた保有個人情報の開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書、図画又は電磁的記録の写しの送付に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の鳥取県営病院事業の設置等に関する条例別表第2の規定は、施行日以後に行われる診断書その他の文書の交付の申請について適用し、施行日前に行われた診断書その他の文書の交付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、施行日以後に行われる診断書その他の文書の交付の申請について適用し、施行日前に行われた診断書その他の文書の交付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和5年度鳥取県継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較					
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				特 定 財 源				特 定 財 源				
					国庫支出金	地方債	その他		一般財源	国庫支出金	地方債		その他	一般財源	国庫支出金	地方債	その他
10	1	鳥取エレベーター養護修学事業校費	4	9,236,000		8,000,000		1,236,000	7,390,000	6,000,000		1,390,000	1,846,000		2,000,000		△ 154,000
			5	19,472,000		17,000,000		2,472,000	15,376,700	13,000,000		2,376,700	4,095,300		4,000,000		95,300
			計	28,708,000		25,000,000		3,708,000	22,766,700	19,000,000		3,766,700	5,941,300		6,000,000		△ 58,700
	6	県スタートアップ夜間中事業学費	4	40,633,000		36,000,000		4,633,000	23,970,000	21,000,000		2,970,000	16,663,000		15,000,000		1,663,000
			5	55,380,000		49,000,000		6,380,000	72,042,400	64,000,000		8,042,400	△ 16,662,400		△ 15,000,000		△ 1,662,400
			計	96,013,000		85,000,000		11,013,000	96,012,400	85,000,000		11,012,400	600				600
	6	生涯学習習熟センター	4	72,760,000		65,000,000		7,760,000	61,020,000	55,000,000		6,020,000	11,740,000		10,000,000		1,740,000
			5	83,532,000		75,000,000		8,532,000	95,271,300	85,000,000		10,271,300	△ 11,739,300		△ 10,000,000		△ 1,739,300
			計	156,292,000		140,000,000		16,292,000	156,291,300	140,000,000		16,291,300	700				700

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和6年11月20日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和6年11月20日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 境港市 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金110,561円を支払うものとする。こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 令和6年8月8日 イ 事故発生場所 境港市竹内町地内 ウ 事故の状況 鳥取県立境港総合技術高等学校のグラウンドにおいて、部活動をしていた生徒が打った野球ボールが防球ネットを越え、隣接する駐車場に駐車していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に当たり、同車両が破損したものである。</p>

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	いじめ・不登校 総合対策セン ター	物品 保守	ノートパソコン	7台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	1,993,200	令和6年10月28日 ～令和11年11月16日	鳥取県教育委員会事務局 いじめ・不登校総合 対策センター